奈良県広域水道企業団「週休２日試行工事」実施要領

１．　目的

本要領は、建設現場における「週休２日」の確保に向けて、現状の課題を把握するために試行する「週休２日試行工事」に関して、必要な事項を定めるものとする。

２．　対象工事

週休２日試行工事の対象は、企業団において発注する土木工事等とし、特記仕様書に明記するものとする。

ただし、維持工事等は除くものとする。

３．　用語の定義

（１）　工事着手日

本要領における「工事着手日」は、工事開始日以降に実際の工事のための準備作業（現場事務所の設置又は測量等）に着手する日という。

（２）　完成通知日

本要領における「完成通知日」は、工事完成通知書の提出日をいう。

（３）　対象期間

本要領における「対象期間」は、工事着手日から完成通知日までの期間をいう（年末年始休暇６日間及び夏期休暇３日間を除く）。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が特記仕様書により事前に対象外としている内容に該当する期間は含まない。

（４）　現場閉所

本要領における「現場閉所」は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業並びに交通誘導警備業務を行う場合を除き、事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。雨天時等により現場閉所となった場合においても現場閉所として取り扱えるものとする。ただし、資材搬入、運搬業務等の作業を行う場合は、現場閉所とはならない。

（５）　通期の週休２日（4週８休以上）

本要領における「通期の週休２日（4週８休以上)」とは、対象期間において、現場閉所した日の割合（以下「現場閉所率」という。）が２８．５％（８日／２８日）以上の場合とする。

ただし、対象期間がひと月に満たない場合は、対象期間における暦上の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合とする。

$$現場閉所率＝\frac{現場閉所を行った日数（日）}{対象期間（日）}$$

（６）　月単位の週休２日（4週８休以上）

本要領における「通期の週休２日（4週８休以上)」とは、対象期間内の全ての月で現場閉所した日の割合（以下「月の現場閉所率」という。）が２８．５％（８日／２８日）以上の場合とする。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では月の現場閉所率が２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合とする。

また、月の現場閉所率が２８．５％以上であっても、閉所日数がその月の暦上の土曜日・日曜日の合計日数未満の場合は除く。

$$\text{現場閉所率}=\frac{\text{現場閉所を行った日数（日）}}{\text{対象期間（日）}}$$

■月単位の週休２日（4週８休）で月の現場閉所率が２８．５％に満たない例

暦上の対象月の日数　　：３１日

暦上の対象月の土日の日数：８日

対象月の除外日　　：なし

土日に現場閉所した場合の現場閉所率は 8÷31＝0.2580･･･　25.8％

28.5％に満たないため、現場閉所日数が暦上の土日の日数以上かどうかで判断

■月の現場閉所率が２８．５％以上で月単位の週休２日（4週８休）にあたらない例

暦上の対象月の日数　　：３１日

暦上の対象月の土日の日数　：１０日

対象月の除外日　　：なし

土日に現場閉所した場合の現場閉所率は 10÷31＝0.3225…　32.2％

28.5％以上になるため、現場閉所日数が暦上の土日の日数以上かどうかで判断

上記の月で実際に現場閉所した日数が９日だった場合、

対象月の現場閉所率：9÷31＝0.2903…

⇒月の現場閉所率は 28.5％以上だが、暦上の土日の日数に満たないため月単位の週休２日（4週８休）にあたらない

４．　対象工事である旨等の明示

（１）　発注者は、週休２日試行の対象工事を発注するにあたり、特記仕様書に週休２日試行の対象工事である旨を記載するとともに、週休２日を実施しなかった場合の通期の週休２日（4週８休以上）または月単位の週休２日（4週８休以上）が達成できなかった場合には、達成状況に応じて設計変更の対象となる旨を記載する者とする。(別紙１参照)

（２）　工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、災害復旧や緊急対応等の受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定することができる。

（３） やむを得ず現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休２日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

５． 実施内容

週休２日施工の対象工事において、週休２日の実施内容は以下のとおりとする。

（１） 受注者は、工事着手日までに週休２日を考慮した工程を検討し、その工程について発注者と協議を行うものとし、協議結果に基づき週休２日の実施の旨を施工計画書に記載するものとする。

（２） 受注者は、週休２日の取得計画が確認できる休日取得計画書（別紙３）（月単位を原則とする。以下「計画書」という。）を作成し、当初の月は工事着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までに監督職員に提出し確認を受けるものとする。

計画書では、対象期間内の土曜日・日曜日はすべて休日とすることを原則とする。

（３） 受注者は前号で定めた計画書に対する休日取得実績書（別紙４）（以下「実績書」という。）を計画対象月の翌月に速やかに（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く）発注者に提出し確認を受けるものとする。

受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土曜日・日曜日はすべて休日となるように努めるものとする。

（４） 受注者は工事中、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に、週休２日しくの対象工事である旨を明示するものとする。（別紙５参照）

（５） 受注者は、工事完成図書において次に掲げる書類を提示し、監督職員の確認を受けるものとする。

１）工事現場において週休２日試行の対象工事である旨を明示した（別紙５参照）ことがわかる写真等

６． 費用の計上

受注者は週休２日試行の対象工事において、受注者が週休２日を実施しなかった場合や通期の週休２日（4 週 8 休以上）または月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）が達成できなかった場合は、補正係数を別表１から別表３に掲げる補正係数に変更し設計変更を行う。

なお、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は土曜日・日曜のすべてで現場閉所が実施できるよう努めるものとする。

７． 工事成績評定

発注者は週休 2 日試行の対象工事において、月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）を達成した工事のうち、計画書で定めた土曜日・日曜日のすべてで現場閉所が達成できた場合は、工事成績評定において評価するものとする。

また、通期の週休２日（4 週 8 休）を達成できなかった場合で、通期の週休２日（4 週 8 休）に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

８．　アンケート調査及びヒアリングの実施

受注者は、発注者が週休２日試行に関するアンケート調査及びヒアリングを実施する場合は、調査に協力し、アンケート調査においては完了検査日までにアンケートの回答を監督職員に提出するものとする。（様式A参照）

付則

この要領は、令和７年４月１日から施工する。

【別表１】

	月単位の週休２日 （4 週 8 休以上）	通期の週休 2 日 （4 週 8 休以上）	未実施または 未達成
労務費	1.04	1.02	1.00
機械経費（賃料）	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00
市場単価方式	別表２	別表２	別表２
土木工事標準単価	別表３	別表３	別表３

※労務費に関し、労務費分が明らかになっていない見積単価等については、補正の対象としない。

※水道事業実務必携と経費率が異なる場合には、水道事業実務必携を優先する。

【別表 2】

名称	区分	月単位の週休２日 （4 週 8 休以上）	通期の週休 2 日 （4 週 8 休以上）	未実施または 未達成
鉄筋工		1.04	1.02	1.00
ガス圧接工		1.03	1.02	1.00
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.00
防護柵設置校（ガードレール）	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.00
防護柵設置校（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.00
防護柵設置校（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.00
防護柵設置校（落石防護柵）		1.01	1.01	1.00
防護柵設置校（落石防止網）		1.02	1.01	1.00
道路標識設置工	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02	1.00
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.00
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付枠工		1.03	1.01	1.00
鉄筋挿入工（ロックボルト）		1.03	1.02	1.00
道路植栽工	植樹	1.04	1.02	1.00
	選定	1.04	1.02	1.00
公園植栽工		1.04	1.02	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.00
橋面防水工		1.01	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00
グルービング工		1.01	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.00

※（補正式）週休 2 日補正後の市場単価　＝　市場単価　×　週休 2 日の補正係数

【別表３】

名称	区分	月単位の週休２日（4週8休以上）	通期の週休2日（4週8休以上）	未実施または未達成
区画線工		1.04	1.02	1.00
高視認性区画線工		1.04	1.02	1.00
橋梁塗装工		1.03	1.01	1.00
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02	1.00
	人力	1.04	1.02	1.00
コンクリートブロック積工		1.04	1.02	1.00
排水構造物工		1.04	1.02	1.00
鋼製排水溝設置校		1.04	1.02	1.00
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.01	1.00
	高所作業車	1.02	1.01	1.00
表面含浸工	固定足場	1.04	1.02	1.00
	高所作業車	1.04	1.02	1.00
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.02	1.00
	高所作業車	1.04	1.02	1.00
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.04	1.02	1.00
	高所作業車	1.04	1.02	1.00
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.02	1.00
	高所作業車	1.04	1.02	1.00
防草シート設置工		1.03	1.01	1.00
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02	1.01	1.00
	高所作業車	1.01	1.01	1.00
塗膜除去工		1.04	1.02	1.00
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.00
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.04	1.02	1.00
機械式継手工		1.04	1.02	1.00
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02	1.00
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.00
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.02	1.00
支承金属溶射工		1.04	1.02	1.00
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.03	1.02	1.00

※（補正式）週休２日補正後の土木工事標準単価　＝　土木工事標準単価　×　週休２日の補正係数